

令和7年度

まちなか公共サイン作成業務

仕 様 書

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課

本仕様書は、山形市(以下「甲」という。)が実施する令和7年度まちなか公共サイン作成業務について必要な事項を定めるものである。

第1章 総則

第1条(定義)

本業務において、使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1)案内サインとは鉄道駅や交差点等の主要な行動の起点や変化点に設置し、全体的な地理情報、建物・施設などを地図やピクトグラムを用いて示し、現在地と目的地との位置関係を確認できるものをいう。
- (2)誘導サインとは道路の分岐点等に設置し、矢印・距離表示等で主要な施設等までの方向と距離感を示し、利用者に安心感を与え目的地へと誘導するものをいう。
- (3)公共サインとは本業務で整備する案内サイン及び誘導サインのことをまとめていう。

第2条(業務の目的)

市民や本市を訪れた来訪者が、公共サインを確認しながら迷わず目的地に到着でき、快適にまち歩きを楽しめると共に、公共サインにより歴史や文化、観光などの魅力を伝え、まちの回遊性・利便性の向上を図ることを目的とする。

第3条(対象範囲)

本業務において、公共サインの配置検討及び設置する対象範囲は、次の2路線を基本とする。※別紙公共サイン配置検討図案参照

- (1)都市計画道路(以下「(都)」という。)山形停車場松波線のうち、(都)旧県庁半郷線から西側の区間及び(都)旧県庁半郷線のうち、(都)山形停車場松波線から(都)双月志戸田線の区間及びその周辺
- (2)山形駅東口ペDESTリアンデッキ上部

第4条(委託の期間)

契約締結の日から令和8年3月19日までとする。

第5条(打合せ及び協議)

受託者(以下「乙」という。)は、本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、甲と十分に打合せを行うものとし、乙は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、甲の承認を得るものとする。

第6条(資料の貸与)

本業務の実施に当たり、甲は乙に作業に必要な甲が作成し、又は保有している各種計画書等の資料を貸与するものとする。乙は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取扱いを行うこと。本業務完了後は、速やかに甲に返却しなければならない。

貸与資料については甲の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での使用を禁止する。

第7条(秘密の保持)

乙は、本業務により知り得た情報を他に利用し、及び開示してはならない。また、個人情報に関する貸与資料については、個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

第8条(著作権・肖像権)

受注者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。本業務における成果品の所有権、使用权及び著作権は全て甲に帰属するものとし、甲において加工及び二次利用できるものとする。乙は、本業務の成果品を甲の了承を得ずに、甲への納品用途以外に利用してはならない。

第9条(契約不適合責任)

本業務完了後、乙の過失又は疎漏に起因し品質を満たしていないことが判明した場合は、関連する項目を再検査し、乙の負担において不良箇所を修正し、及び補足するものとする。

第10条(損害賠償等)

乙は、本業務の実施に当たり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、全て乙の責任において解決するものとし、甲に発生事由及び処理結果を文書により報告するものとする。

第11条(施工管理)

本業務の実施にあたり、現場作業を行う際は、「山形県県土整備部制定共通仕様書(土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料)令和7年4月改定」に基づき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>)

第12条(検査)

(1) 現場作業完了時

作成した公共サインに対して、甲による検査を行う。なお、検査には乙が立ち会うこ

と。検査の結果、本仕様書の仕様を満たさないもの等が発見された場合には、乙は直ちに是正を行うこと。

(2) 業務完了時

作成した公共サイン以外の成果品に対して、甲による検査を行う。

第13条(納期及び納入場所)

作成した公共サインの設置時期及び納入場所については、甲乙協議により決定する。公共サインを除く成果品の納期は、履行期限までとし、納入場所は、山形市まちづくり政策課とする。

第14条(疑義)

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙の協議によって解決するものとする。乙は、協議の結果に基づき甲の指示により本業務を実施するものとする。

第2章 業務概要

第15条(業務の内容)

本業務は、下記の事項に沿って実施するものとする。

(1) 計画準備

本業務の目的・主旨を把握した上で、本業務の遂行に必要な資料を収集するとともに、必要な体制やスケジュール等について検討し、業務計画書を作成する。

(2) 公共サインの作成

各公共サインはユニバーサルデザインへの配慮、景観調和、多言語対応(英語、韓国語、中国語(簡体字、繁体字)の4言語を想定)及びデザインの統一を前提とし、次のとおり作成すること。

ア デザインコンセプトの設定

誰もがわかりやすく、山形市の歴史や文化、観光等の魅力発進に寄与するデザインコンセプトを設定すること。

イ 記載内容

① 案内サイン

山形駅から文翔館周辺エリアにかけて、市民や来訪者が迷わず目的地までたどり着くことが出来るような地図情報としつつ、山形中心市街地の観光施設や名所等の魅力を発信し、観光 PR に寄与するような記載とすること。なお、観光施設情報については、甲が指定する URL をリンク先とした QR コードによる案内を基本とする。

② 誘導サイン

矢印や距離表示等を用いて、目的地までの方角や距離感が的確に分かるような内容とすること。

ウ デザイン仕様書案の作成

設置する全ての公共サインについて、デザイン仕様書案を作成し甲に提出すること。なお、仕様書には次の項目の記載を必須とする。

- ① 形状、寸法、素材、本体デザイン(色やグラフィック等)、立面図及び断面図
- ② 設置方法
- ③ 構造計算書

エ 公共サインの確認作業

上記を反映した原寸大の印刷物を用意し、甲乙による確認作業を行う。

(3) 公共サインの設置

ア 公共サインの道路占用に係る関係機関協議及び申請等資料作成補助

各道路管理者、公安委員会と占用に必要な資料を作成する。なお、協議及び申請は甲が行う。

イ 設置作業に係る交通規制等

設置作業時に必要な交通誘導員、予告看板、規制材及び関連什器等を手配する。なお、交通規制を行う場合は乙が関係機関と協議及び申請等を行う。

ウ 設置作業

設置作業は安全対策を十分に行うこと。特に、設置場所へ据付を行う際は公共サインの転倒による事故を防止するための措置を講ずること。

(4) 報告書作成

当仕様書第15条(2)ア、イについて、今後設置する公共サインの指針となるよう、打合せ等の内容を業務報告書としてまとめる。

(5) 打合せ協議

本業務の実施に当たり、初回、中間3回、納品時の計5回、打合せ協議を実施する。

第16条(公共サインの仕様)

(1)設置する公共サインの数量は次の表を参考に、甲乙協議及び関係者協議により決定する。

種別	数量
案内サイン	2箇所以上
誘導サイン	2箇所以上

(2)設置場所

別紙公共サイン配置検討図案を参考とし、詳細な設置位置は甲乙協議及び関係者協議により特定する。なお、設置は公道上とするが、消融雪設備等埋設物への影響を回避するため、歩道中の車道側を基本とする。

(3)主要構造部材の材質は耐久性及びメンテナンス性に優れているものとする。

(4)製品については、生産物賠償責任保険加入製品とする。

第17条(成果品)

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1)業務報告書(A4版ファイル綴じ) | 1部 |
| (2)公共サイン本体(案内サイン・誘導サイン) | 1式 |
| (3)電子データ(CD-R等) | 1式 |

別紙公共サイン配置検討図案

